

学校給食に関する就学援助制度について



1 就学援助制度

横浜市では、お子様を通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学校給食費や学用品費等を援助し、お子様の就学を奨励する制度を設けております。援助を希望される方は、「就学援助制度のお知らせ」をお読みのうえ、学校へお申し込みください。
※特別支援学校の場合は、別の審査になります。

2 学校給食費のお支払い

審査中

■2020年度中（2021年3月31日まで）就学援助の対象となっていた方
審査結果が届くまでお支払いが留保されます。
※新1年生で、2020年度に1年生から6年生の兄弟姉妹がいる方は対象となります。
※通常どおり、請求を希望される方については、学校へお申し出ください。

■今年度（2021年度）初めて就学援助を申請する方
審査結果が届くまでお支払いをお願いします。
※認定となった方は、お支払い済みの学校給食費をお返し（還付）します。

審査後

■認定された方
学校給食費のお支払いは不要です。お支払い済みの学校給食費についてはお返し（還付）します。お返し（還付）の時期については、審査後に配付される「学校給食費還付通知書」をご確認ください。

■認定されなかった方
学校給食費のお支払いをお願いします。お支払いの時期については、審査後に配付される「学校給食費徴収額変更通知書」をご確認ください。
※お支払いが留保されていた場合、遡ってお支払いをお願いします。

学校給食費に関する未納者への対応について



横浜市では学校給食法に基づき、市立小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校で学校給食を実施しています。学校給食の食材購入は、保護者の皆様からいただく学校給食費で賄われていることから、学校給食費の確実な納付が必要になります。

しかし、残念ながら、ごく一部の保護者の方につきまして、学校給食費をお支払いいただけない状況が発生しています。このまま学校給食費の未納が続くと、学校給食の事業運営に支障が生じます。

教育委員会事務局では、給食費負担金の公平性確保の観点から様々な方法により未納者への徴収を図っています。最終的には、給与等の差押え処分を行う場合があります。

経済的な事情で、学校給食費のお支払いが困難な場合には「就学援助制度のお知らせ」などの内容をご確認いただき、学校または教育委員会事務局までご相談ください。
学校給食費について、ご理解をいただくとともに、納期内に納付をお願いいたします。

■未納者への取組

- ・督促状による督促
- ・電話納付案内センターによる納付案内
- ・文書催告
- ・教育委員会事務局による催告
電話催告（夜間対応含む）、訪問調査、
文書催告（納入通知書再発行・支払勧奨）
- ・弁護士への徴収委任
- ・財産調査
- ・簡易裁判所への支払督促等の申立
- ・給与等の差押え



横浜市教育委員会事務局
健康教育課給食係
2020年12月発行
電話：671-3696

学校給食費について



1 学校給食費の納付方法

学校給食費のお支払いは、原則として口座振替でお願いしています。

☀️ 手続き方法

◆学校より配付される「横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、口座振替を希望する金融機関等の窓口へ直接お申し込みください。

※学校給食費の口座振替のお申込みは、学校納入金（学年費等）とは別に手続きが必要です。
※口座を変更したい場合や名義が変更となった場合は、学校に備え付けの「横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を、改めて金融機関へご提出ください。なお、口座の変更には1～2か月程度かかります。

☀️ 口座振替実施日

◆学校給食費の口座振替日は5月から翌年3月までの11回（8月を含みます）です。
◆振替日は毎月29日（2月は末日）ですが休日又は休業日の場合は翌営業日になります。

2 学校給食費関連の配付物

配付書類名	配付方法	配付時期	配付対象者
徴収額決定通知書	児童を通じて配付	5月	全児童
納入通知書	児童を通じて配付	月の15日前後	学校給食費のお支払い方法が納入通知書払いの方
充当通知書	児童を通じて配付	月の15日前後	学校給食費を過払いし、別の月に給食費を充てることができる方
督促状	学校から郵送	月の20日前後	①口座振替払いの方：残高不足等により納付ができなかった方 ②納入通知書払いの方：納付期限経過後、納付の確認が取れない方
催告書	学校から郵送	適宜	督促状の指定期限経過後、納付の確認が取れない方
還付通知書	児童を通じて配付	年度3回	学校給食費を過払いした方
徴収額変更通知書	児童を通じて配付	随時	当初の学校給食費から金額に変更が生じた方

3 学校給食費の減額



制度概要

◆お子様がけがや病気、その他の理由により14日以上連続して学校給食を受けることができない場合、減額を受けることができます。
※なお、減額は「学校給食費減額連絡票」の提出をいただいた翌日以降から適用となります。



手続き方法

◆学校に備え付けの「学校給食費減額連絡票」を学校へ提出してください。様式については、教育委員会事務局のWebサイトからもダウンロードできます。

横浜市教育委員会 減額連絡票

検索

★ 学校給食費 Q & A ★

教育資金の一括贈与制度を利用する場合は、どうするの？

◎「学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」のお客様控えと通帳の写し（支払記録）を金融機関の窓口へ提出してください。
※領収書の発行はできませんので、お客様控えを大切に保管してください。

住所や氏名が変わった、通知類のあて名等が違う場合はどうするの？

◎お子様が通われている学校にご連絡ください。

残高不足等により口座振替ができなかった場合はどうするの？

◎翌月下旬に郵送で届く督促状により金融機関窓口もしくは、コンビニエンスストアでお支払いください。

